

# 安全点検

---

## 〔任務分担のポイント〕

- 点検責任者は、社長や店長など事業所のトップがなるべきです。
  - 防災に関する知識のある人や行動力のある人を選びましょう。
  - 従業員に指示命令ができて、点検整備についても発言できる地位の人を選任します。
  - 仕事上の責任区分や配置状況などを考慮して指定することが大切です。  
専門知識や技術の必要とする点検整備は、専門業者に依頼したり、資格者を担当者にします。
  - 火元責任者などはセクションごとに定め、日常の点検を担当します。
  - 人事異動の多い職場は、任務分担を職名で指定します。
- 

## 〔消防用設備等の点検〕

- 消防用設備は、消防法で点検が義務付けられています。  
また、消防法により、消火器の設置が義務付けられている事業所は、定期的に点検しなくてははいけません。  
自主的に設置した事業所も点検するよう心掛け、いざというときに役に立つよう正しく点検しましょう。

## ○チェック項目

- 消火器具が指定された場所にあるか。
  - 消火器具が振動で転倒、落下し、損傷を受けることはないか。
  - 物品の転倒、落下などで消火器具が使用不能にならないか。
  - 機能点検はされているか。
  - 標識があるか、また、容易に持ち出せる位置にあるか。
  - 消火器に変形、腐食はないか。
- 

## 〔建物、工作物の点検〕

### ○チェック項目

- 建物の変形や亀裂がないか点検します。  
老朽度によって強度が低下しますので、補強対策が必要となります。
- ガラス窓の状況を確認し、割れやすいガラスは飛散防止措置を実施します。
- 通路、防火戸や避難階段等は有効か、障害物はないか、日常に点検します。

---

〔危険物の点検〕

○チェック項目

- ・ 漏れ、溢れはないか。
- ・ 安全な場所で使用されているか。
- ・ 容器の転倒、落下のおそれはないか。
- ・ 容器や配管に亀裂や錆はないか。
- ・ 専用の消火器等を置いているか。

---

〔火気設備の点検〕

○チェック項目

- ・ 火気設備本体、燃料容器の転倒防止をしているか。
- ・ 火気設備の周囲に燃えやすいものを置いていないか。
- ・ 周囲から転倒落下するものはないか。
- ・ 安全な場所で使用されているか。

---

〔耐震診断と耐震補強〕

南海地震が東海地震、東南海地震と同時に起こった場合、更に規模の大きな地震となります。

新居浜市も震度6以上の揺れが予想されます。

事業所の建物も診断を行い、計画的な耐震補強を行いましょう。